

現代農村の地域体制 —山間地農村 M むらの事例—

佐藤 利明*

Community System in Modern Village

Toshiaki SATO*

*Department of Human Culture, Faculty of Human Studies,
Ishinomaki Senshu University, Ishinomaki Japan

はじめに

本稿は、岩手県南の山間地農村 M むらにおける地域体制に関わる資料を解説するものである⁽¹⁾。

M むらは2つの行政区に分かれていることから、地域体制としては、行政区別に組織化されてきたものと、両区合せて形成され維持されてきた組織・集団とが存する。ここでは両区をそれぞれ「M1区」「M2区」としておく⁽²⁾。

2016(平成28)年現在のMむらの世帯数は70、うち農家は54で、M1区は総数37、農家32、M2区は総数33、農家が22である。

水利組合、営農組合、消防団、敬老会、檀家・氏子組織は両区併せて組織されているが、中山間地域等直接支払制度の団地は行政区別に形成されている。

なお、子供会、青年会、若妻会、婦人会などは消滅して久しい⁽³⁾。

1. 地域体制の概要

地域を統括するのは、両区別々に組織された「常会」と呼ばれる「通常総会」で、Mむらに居住する世帯すべてが網羅される。

水利組合には非農家世帯も含まれる。Mむらでは用排水路が一体的で、各家庭排水も水路に流入していることから、非農家世帯も組合費を負担するとともに、春に実施される「普請」(水路掃除)には出役する義務を負う。

農家組合、農業共済組合、営農組合は農家のみ、中山間も農家が会員となっているが、森林組合は

山林を所有する農家で構成される。

以上の組織の役員構成をまとめたのが表1である。任期3年であるが、区長ほか執行役員は2期6年が近年の傾向である。また、複数を兼任する役職も見受けられる。

消防団は両区別々の分団であったが、世帯主の高齢化、後継者の他出や農外就労による日中の不在傾向から統合され、現在は10名ほどで任に当たる。防災無線が設置される消防屯所に消防車が1台配備されている。

2. 地域組織の構造と機能

2.1 通常総会

M1区の2016(平成28)年度通常総会では(資料1)、下部組織の報告、会計報告、事業報告、次年度の事業計画と予算案が示される。2015年度の事業は、総会の他、清掃、隣接するKむら・Hむらとの民区運動会であった。

2015年度の収支決算は(資料2)、収入の部において、予算額66万円のうち37世帯から年額8千円徴収する区費が44.8%、公民館使料や雑収入の他、繰越が33万円である。

支出は28.5万円の執行で、うち60.7%の17万円が市社会福祉協議会(千円/世帯)、市地区防犯協会(200円/世帯)など計13項目に及ぶ各種協力費である。37万円余が次年度繰越となっている。

2.2 水利組合

資料3はMむらの水利組合規約で、2007(平成

*石巻専修大学人間学部人間文化学科

現代農村の地域体制—山間地農村 M むらの事例—

表 1 主な役職および役職者

個人名	M1 区						水利組合		営農組合			中山間		テレビ組合		兼任役職数	
	区長	農家組合長	共済部長	納税組合長	森林組合総代	森林組合推進委員	公民館運営委員	組合長	副組合長	組合長	副組合長	事務局	代表	地域資源保全代表	組合長		副組合長
A	●					●		●	●								4
B					●					●							3
C				●													3
D		●				●											4
E			●														3
F																	2
G													●				2
H														●		●	3
I																	1
J								●			●						2
K												●					1
L															●		1
M																	1
N							●										2
備考	この他に、JA 総代・保健推進委員・民生委員・区会計・区会計監事が各 1 名ずつ。						計 7 名	班長 (9 名)	幹事 (班長) 6 名、監事 1 名						総務会計、幹事 (班長) 7 名、監事 2 名		

注 (1) 2017(平成 29)年度における主な役職で、一部省略してあるため兼任役職数の計とは一致しない。
 (2) 個人名アルファベットの斜体は女性。M は民生委員である。

資料 1 M1 区の通常総会

<p>平成 28 年度 通常総会 日時：平成 28 年 3 月 6 日(日)13 時 場所：M 公民館</p> <p>次 第</p> <p>一、開 会 二、区長挨拶 三、議長選出 四、書記の指名 五、議 事 1、報 告(各役員) 1) 農家組合長 2) 共済部長 3) 納税組合長 4) 森林組合長 5) JA 総代 6) 区会計 平成 27 年度事業及び決算について 3 月 1 日 平成 27 年度通常総会 8 月 23 日 公民館清掃 8 月 30 日 地区民運動会 雨天中止 平成 28 年度事業計画及び予算案について</p> <p>2、その他</p> <p>六、閉 会</p>

資料 2 M1 区の収支

収入の部				単位：円
科目	予算額	決算額	備 考	
繰越金	333,630	333,630		
区費	296,000	296,000	37 戸 * 8,000 円	
補助金	20,000	21,698		
公民館使用料	10,000	5,500		
雑収入	370	3,260	空びん・貯金利子	
合 計	660,000	660,000		

支出の部			
科目	予算額	決算額	備 考
会議費	30,000	18,533	総会
事務費	5,000	2,623	
協力費	200,000	173,600	
電気・水道等	83,300	72,655	
備品・消耗品	15,000	3,425	
墓地管理料	5,000	5,000	謝礼
会計手当	10,000	10,000	
修繕費	250,000	0	
予備費	61,700	0	
合 計	660,000	285,836	

収入 660,088 支出 285,836 差引残高 374,252 次年度へ繰越
 注(1)「協力費」は計 13 項目あるが省略した。
 (2)「墓地管理料」は、共同墓地を管理する SK 氏への謝金である。
 (3)予算・決算の増減については省略した。

19) 年に現行の形に整序された。全 14 条からなり、組合員を「M 地区内に居住する者又は水田・畑を所有する者及び耕作者」(第 3 条)とする。非農家の他に隣接する H むらから入作する農家 4

戸も含まれ、2016 年度の組合員は 74 である。M1 区・M2 区・W 地区の計 9 班で構成される。主な事業は用水路の点検と補修である (第 4 条)。

M むらの農業用水の水源に関して、水利組合規

資料3 水利組合規約

M 水利組合規約	
(目的)	
第1条 この組合はM地内に居住し、家庭生活の維持又は当該地内における水田・畑を耕作維持する者に、半永久的に水の安全・安定供給を行うために用排水路の維持管理を行うことを目的とする。	
(名称)	
第2条 この組合の名称(は)「M水利組合」という。	
(組織及び加入)	
第3条 この組合員の構成は、M地内に居住する者又は水田・畑を所有する者及び耕作者で組織される。	
(1.2略)	
3. 組合員は居住する地域により以下の班に区分するものとする。	
ア)1民区	4班
イ)2民区	4班
ウ)W地区	1班
(事業)	
第4条 この組合は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。	
1. 用水路の点検。	
2. 用水路の補修及び清掃作業に関する事項。	
3. 用水路の損壊及び水田器具等の予算に関する事項。	
4. その他目的達成のための必要事項。	
第5条(役員)～第8条(会議の招集) (略)	
(総会)	
第9条 (議決について) (略)	
第10条 (総会の付議について) (略)	
(組合費)	
第11条 この水利組合運営経費は戸数割及び水田面積割により賄うものとし、組合費は総会において決定する。	
1. 戸数割は男子1名の出役とし、非農家はその半分とする。	
2. 作業人件費及び資材経費。	
3. 役員報酬費。	
(用水路の維持管理)	
第12条 用水路の維持管理を適正に行うため、役員会のもとに維持管理部を置く。(略)	
第13条 (事務所及び事務局)～第14条(事業年度及び会計年度) (略)	
附則	
この規約は平成19年4月1日より施行する。	
M水利組合は非営利団体であり、先人達が幾多の困難を克服し建設した他に類を見ない規模の用水路を現任から将来に維持するための組織である。よって、この用水路からの恵みを受受する善良なる組合員の理解により支えられる。	

資料4 隧道管理方法書

横森隧道管理方法書						
1. 管理一般						
(1) M水利組合(以下「管理者」という。)は、一関市から管理委託を受けた横森隧道の管理については、この管理方法書に基づき万全の処置を講ずるものとする。						
(2)(3) (略)						
2. 維持管理						
(1) 管理者は、M地区横森隧道維持管理計画書に基づき管理するものとする。						
(2) (略)						
(3) 管理者は、横森隧道を常に良好な状態に保持し、この機能を十分発揮するよう努めなければならない。(以下、略)						
3. その他 (略)						
M地区横森隧道維持管理計画書						
1. 目的						
本地区は一関市西部の磐井川流域の中山間地域に広がる水田地域で、産女川から産女頭首工で自然取水したM用水路の一部である横森隧道にかかる、施設の機能を合理的に発揮するために、維持管理計画を定めるものである。						
2. 維持管理施設						
水路名	区分	延長	通水量	勾配	断面 (底幅×高さ)	受益面積
M用水路	横森隧道	247 m	0.44 m ³ /S	I = 1/300	坑口(上流) 上幅 500 mm 下幅 1700 mm 高さ 1700 mm	110.1 ha
3. 維持管理計画						
(1) 維持管理の方法						
本施設は産女川から産女頭首工で自然取水し、M地区に通水する幹線用水路の一部となっており通年にわたり通水している。						
毎年、M用水路と一緒に3月下旬より4月中旬にかけて、組合員の協力を得て通水に支障とならないように隧道の底ざらえ及び清掃活動を行うものとする。						
通水期間中は清掃活動を定期的に実施し、通水に支障とならないように行うものとする。						
(2) 維持管理部員の巡回 (略)						
(3) 洪水時における処置 (略)						
4. その他必要な事項 (略)						

の点検と作業、5月2日・3日の組合員総出による普請、用水路に流入した土砂の除去などが実施されている。

水利組合の2016年度収支は(資料7)、収入が農家・非農家から徴収する組合費、水田反当別の水利費、繰越金を合わせた128万円であった。水利費は1ha当たり700円で、各農家はこれを基準にした面積割分を納める⁽⁵⁾。

支出は、作業人件費が3回の作業のうち2回目の一斉作業分として、1人当たり1日4,500円の手間賃が計上されている。しかし、この年の異常降雨による3回目の追加作業にのべ23名が出役したことから10万円が支出された。総支出額が58万円となり、差し引き69.5万円が次年度繰越

約の附帯規定として「横森隧道管理方法書」がある(資料4)。管理者は水利組合で⁽⁴⁾、同書の「M地区横森隧道維持管理計画書」では、川から自然取水された用水を通水する、山腹に穿たれた延長247m、高さ1.7mの隧道の目的と維持管理が定められている。

2016年度の水利組合総会(資料5)における第3号議案の単価とは、農家が4,500円、非農家2,250円の組合費、もう1つが普請や補修作業時の機械・器具の借り上げ代である。

2015年度の事業としては(資料6)、用水路各所

現代農村の地域体制—山間地農村 M むらの事例—

資料5 水利組合総会

平成 27 年度 M 水利組合総会	
日時：平成 28 年 3 月 6 日（日）午前 9 時	
場所：Y 公民館	
次 第	
1、開会	
2、組合長挨拶	
3、出席者報告	組合員数：75 人 本人出席： 人 委任状： 人 合計： 人
4、議長選出	
5、議事録署名人の選出及び書記の任命	
6、議 事	第 1 号議案：平成 27 年度事業報告ならびに取支決算の承認について 第 2 号議案：平成 28 年度事業計画（案）ならびに取支予算（案）の承認について 第 3 号議案：平成 28 年度単価について
7、その他	
8、閉 会	

資料6 水利組合の事業

月 日	項 目	内 容
3 月 1 日	水利組合総会	公民館
4 月 10 日	板川倒木伐採	P(チェンソー)
4 月 24 日	水路検分、日割相談	P(4 名)
4 月 26 日	七ツ森水路倒木伐採	P(チェンソー)
4 月 27 日	水七ツ森路修復	P(横森中山間 BF 使用)
5 月 2 日	押出し土砂除去	P(横森中山間 BF 使用)
5 月 3 日	水路普請	37 人 チェンソー(P2名)草刈り機(P)
5 月 4 日	水路普請	18 人
5 月 10 日	水路普請	8 人 草刈り機(P4 名)
6 月 21 日	産女川取り入れ口土砂除去	P(3 名)
8 月 2 日	板川溜池草刈り	8 人
8 月 5 日	産女川取り入れ口土砂除去	P(2 名)
8 月 6 日	産女川取り入れ口土砂除去	P(4 名)
9 月 11 日	台風 18 号による豪雨	
9 月 12 日	検分	タツノクチ水門 P(組合長ほか 3 名)
9 月 13 日	タツノクチ水門土砂除去	P(3 名)
9 月 27 日	押出し土砂除去	P(横森中山間 BF 使用)
9 月 28 日	押出し土砂除去	P(横森中山間 BF 使用)
10 月 10 日	井戸沢堰堤補修	P
10 月 16 日	産女川取り入れ口土砂除去	P
11 月 8 日	板川水路土砂除去	P(3 名) (BF、チェンソー)
12 月 6 日	土木勘定	班長全員(公民館)
2 月 28 日	監査会	P(組合長他 3 名)(公民館)

- 注(1)下線は、前年度にはなかった項目である。
 (2)P はそれぞれ個人名で、P()は参加人数を示す。
 (3)「タツノクチ水門」は産女川取水の隧道入口である。
 (4)「横森中山間 BF」とは横森中山間地組合所有のバックホーである。

資料7 水利組合の収支

項 目	決算額(円)	内 訳
前年度繰越金	593,931	前年度より
組合費(農家)	261,000	58 戸× 4,500 円
組合費(非農家)	36,000	16 戸× 2,250 円(1 戸未取)
水田反当別	389,060	700 円× 55.58 ha
雑収入	102	貯金利子
合 計	1,280,093	

支出の部

項 目	決算額(円)	内 訳
会議費	27,519	コーヒー、土木勘定
作業人件費①	18,000	水路検分：組合長、P(3 人) 4 人× 4,500 円
作業人件費②	283,500	水路普請：63 人× 4,500 円
作業人件費③	103,500	23 人：倒木伐採 2 人、水路修復 1 人、押出し土砂除去 3 人、産女川取り入れ口土砂除去 10 人、板川水路土砂除去 3 人、タツノクチ水門土砂除去 3 人、井戸沢堰堤補修 1 人
水門管理費	40,500	P(延べ 9 人)× 4,500 円
板川溜池管理費	8,000	P(8 人)× 1,000 円
資材、工事費	0	
借上料	21,050	チェンソー 5 台、草刈り機 5 台、BF2 台(6,050 円、P5,000 円)
事務費	7,180	インク、コピー用紙
役員手当	75,000	組合長 20,000 円、会計 10,000 円、班長 5,000 円× 9 人
合 計	584,249	

注：P()は参加人数を示す。

であった。

用水路の補強や補修作業は水利組合ではなく、中山間の事業である。農業用水の基幹的管理は水利組合が担いつつも、補修等の実質的・現実的な対応は中山間で行なっている。

2.3 中山間地域等直接支払制度

通称で「中山間」と称される団地は 2006（平成 18）年度に組織化され、M1 区の「横森集落」32 戸、M2 区「板川集落」22 戸が協定を構成する。横森集落団地では協定参加面積約 59 ha のうち緩傾斜地 68%、急傾斜地は 32%である。2015（平成 27）年度からは多面的機能支払制度となり、中山間・多面的制度と呼ばれる。

横森集落総会資料で 2014 年度の事業をみると（資料 8）、4 月、11 月の農閑期に水路の補修工事、6 月・7 月に草刈り作業が行われ、視察研修会・報告会・総会が開催されている。

資料8 横森集落の総会資料

H27.4.18 19時00分 M集会場	
第1号議案	平成26年度 事業報告
	平成26年4月12日 25年度総会 18人出席
	4月16日～4月18日 高田水路(400型)据付60m K氏東脇
	4月27日～4月30日 高田水路(400型)据付60m K氏後
	5月31日 役員会 10人出席 秋田研修会、協定地内草刈り等決定
	6月25日 毒水水路法面復旧 外注S組
	7月13日 秋田大湯村と男鹿半島研修会 24人参加(男14、女10)
	9月10日 市役所による現地確認検査 管理状況特に指摘事項無し
	11月3日 役員会 9人出席 協定内容変更申請説明 第3期終了年度
	11月5日～11月10日 高田水路(400型)据付100m R宅後からM宅後
	11月11日～17日 タカツラ水路(300型)据付64m整備 全線完了 横森水路(500型)据付12m KM宅流末
	11月22日 タカツラ水路埋戻し
	12月13日 格納庫土地脇 伐採
	12月8日～3月10日 格納庫増築 契約1,230,000円 S工業
	平成27年1月19日 格納庫除雪 5人
	2月4日 役員会 9人出席 最終年度事業の確認
	2月8日 横森集落からの報告会、交付金支払い 22人参加
	3月3日 管理機、草刈りローター購入
	3月18日 第4期直接支払制度に係る説明会(総合体育館)代表出席
	3月18日 格納庫前舗装
	4月12日 役員会 9人出席 最終年度決算・事業の確認、第4期について
	4月13日 監査
	4月18日 26年度総会
保有機械の使用状況	
	小型洗浄機 8人 延べ21日
	草刈り機械・モア 6人 延べ6日
	溝切り機械(歩行) 7人 延べ9日
	溝切り機械(乗用) 2人 延べ2日
	畔塗り機械 15人 塗り延長4,500m
	バックホー 4月16日～2月4日 3,149Km/h 個人14日、中山間事業12日
※使用日誌のデータです	
※管理機、草刈りローター1台この春購入しています、是非ご利用下さい	
第2号議案	平成26年度決算報告 別紙
第3号議案	平成26年度事業計画(案) (略)
第4号議案	平成26年度予算(案) (略)

横森集落は草刈り機、溝切り機、畔塗り機、バックホーなどを保有し、組合員への貸出しやオペレーター役の組合員が作業を請け負っている。

2014年度の横森集落の支出は(資料9)、収入が交付金700万円、繰越金146万円の計855万円である。決算は、422万円(49.4%)が農家への個人配分、172万円(20.2%)が区分②の農業生産活動体制整備経費、136万円(16.0%)が③維持管理作業の集落共同取組活動経費として水路整備関連に

資料9 横森集落の収支

1、収入

区分	予算額	決算額	備考
交付金	7,089,969	7,089,969	
前年繰越、その他	1,461,826	1,461,826	
合計	8,551,795	8,551,795	

2、支出

区分	予算額	決算額	備考
①集落の各担当の活動に対する経費	400,000	340,000	役員報酬、講習会出席等
②農業生産活動の体制整備に向けた活動等の集落マスタープランの将来像を実現するための活動に対する経費	1,500,000	1,725,684	格納庫増築・舗装、研修、機械修理等
③水路、農道等の維持管理作業等集落の共同取組活動に要する経費	2,000,000	1,366,142	水路整備、機械油代、リース料等
④集落協定に基づき農用地の維持、管理活動を行う者に対する経費	1,000,000	817,026	刈払い機、管理機、除雪費等
⑤交付金の積立・繰越	0	0	
⑥その他	198,921	79,149	
⑦個人配分	3,452,874	4,223,928	
合計	8,551,795	8,551,983	

注：収入・支出とも項目の詳細は区分ごとに整理した。

支出され、約82万円(9.6%)が④農用地の維持管理作業経費となっている。

2.4 営農組合

営農組合は農家で構成され減反政策に対応してきた。現在、組合農家54戸のうち、38戸が大豆を栽培する。

2015年度の実績は、栽培面積が16.5ha、販売量(=収穫量)は4,560kgであった。10a当り28kgで、これは市の平均の二分の一程度である。その原因として、事業報告書では「湿害による発育不全及び雑草による生育不良」と総括されている⁽⁶⁾。

資料10は2015年度の事業報告である。田植え後に大豆の播種作業が始まり、中耕として畝立て作業による雑草対策を経て11月に収穫作業に

現代農村の地域体制—山間地農村 M むらの事例—

資料 10 営農組合の事業

月 日	作業・会議・研修会等	開催場所	出席・参加者
27.1.24	平成 26 年度第 1 回役員会・オペレーター合同会議	公民館	役員 12 名・OP1 名
3.7	平成 26 年度業務・会計監査	公民館	組合長ほか P(3 名)
3.14	平成 26 年度第 2 回役員会	公民館	9 名出席
3.28	平成 27 年度総会		本人 19、委任状 23
4.22	平成 27 年度第 1 回役員会	公民館	9 名
5.30	カリ肥料の各戸配布(336 袋)		P
6.3	播種機納入、設置及び試運転	P1 宅	JA、組合長ほか 3 名
6.8	トラクタータイヤ組替	P2 宅	メーカー、P(4 名)
6.11	播種作業開始(～7.3)		
6.14	防除作業開始(～24)		
7.7	第 1 回中耕作業開始(～22)		
7.30	第 2 回中耕作業開始(～8.4)		
9.18	第 2 回役員会・オペレーター合同会議	公民館	11 名
9.19	水田台帳の整理についての文書配布(全組合員)		
11.5	収穫作業開始(～22)		
11.14	第 3 回役員会:アンケート項目の検討	公民館	9 名
12.14	交付金個人支払い(振込)		
12.15	第 4 回役員会:集落の現状・課題等	公民館	8 名
12.15	アンケート集計結果の配布(各戸)		役員
28.1.23	第 5 回役員会・OP 合同会議	公民館	10 名
2.20	総会案内及び大豆受委託契約書配布		役員

本年度も放射性物質の関係から、昨年同様塩化カリ(支給品)を散布し、散布費用の支払いをした。

注(1)P、P1、P2 は個人名、P()は参加人数を示す。

(2)OP はオペレーターの略。

入っている。12 月に交付金支払いを済ませ、3 月の総会に至る。

2015 年度の収支決算(資料 11)は、収入合計 1,142 万円のうち交付金が 84.8%で、その内訳は、産地交付金 4.5%、営農継続支払 28.9%、直接支払交付金 50.5%である。大豆販売金が 3.6%となり、前年度繰越金が 125.5 万円であった。

支出は、大豆の種、肥料、農薬などの生産資材費 78.8 万円(7.7%)、耕起・播種・防除・収穫などの作業労賃 220.3 万円(21.5%)、その他に掛金、修繕費、燃料代、播種機械購入代等 131.7 万円で、個人配分金 579.9 万円(56.3%)、119 万円が次年度繰越金である。

3. その他の組織集団

M むらには「テレビ組合」と呼ばれる「板川テレビ共同受信施設組合」がある。総務省の辺地共聴施設整備事業の一環で結成された「巖美地区テレビ共同受信協議会」を構成する 5 組合の 1 つで

資料 11 営農組合の収支

収入の部			
項 目	予算額	決算額	摘要・備考
交付金	計 6,151,000	9,685,400	産地交付金、営農継続支払、数量払、直接支払交付金
大豆販売	計 200.00	418,244	販売代金、無事戻し金
返納金	45,000	48,577	安定対策積立金
前年度繰越金	1,255,512	1,255,517	
雑収入	483	12,272	利子・謝礼金・過入金
合計	7,652,000	11,420,010	
支出の部			
項 目	予算額	決算額	摘要・備考
生産資材	計 815,000	788,940	種子、肥料、忌避剤、除草剤
作業労賃	計 2,350,000	2,203,248	耕起・K 肥料散布、播種、防除、中耕・培土、収穫、その他(K 肥料運搬)
掛金	150,000	158,190	大豆共済、農機具共済、収入減少積立金
修繕費	300,000	156,422	播種機・防除機・コンバイン
利用料	100,000	183,282	ライスセンター荷受数量 5614 kg
燃料費	30,000	23,400	コンバイン軽油 200 ℓ
人件費	530,000	566,500	
会議費	50,000	60,482	
機械購入費	300,000	255,000	播種機
機材保管料		50,000	播種機・溝切機・防除機・中耕機・ミキサー
事務費・雑費	528,000	22,249	
個人配分	2,429,000	5,759,000	10 a/35,000 円
合計	7,652,000	10,226,713	

○収支計(収入)11,420,010 - (支出)10,226,713 = (残額)1,193,297 次年度への繰越金

○交付金個人配分額(10a 当たり)耕起 5,500 円、K 肥料散布 1,000 円、概算交付額 35,000 円、計 41,500 円

注:収入・支出とも項目の詳細は区分ごとに整理した。

ある。設立されて 20 年ほどが経過するが、任意加入であるため、M むらでは 52 世帯で構成される。

組合費は 1 世帯当たり年間 3 千円、繰越金を合わせて年間 50~80 万円の収入に対し、必要に応じてケーブル管理として立木の枝打ちや伐採作業、ケーブルの自立柱の交換、地区協議会への負担金などが支出となる。

おわりに

M むらの地域体制における組織は、2 つの行政区をベースに、全世帯が加入する組織、農家のみが網羅されるもの、任意の世帯が参加するものが存する。

農村である M むらでは、生産関連組織が地域

体制の根幹を成していると捉えられる⁽⁷⁾。

本稿は資料の整理に止まって詳細な分析と考察には至っていないが、M 村では制度を合理的に組み合わせることで、地域の生産・生活を実現していることが示されよう。

〈付記〉

2008（平成 20）年 6 月 14 日に発生した岩手宮城内陸地震は、震源が M 村の北西約 5 km、深さ約 8 km で、マグニチュードは 7.2 であったが、M 村では家屋の倒壊も死傷者も出なかった。一部家屋での擁壁破損、家財の散乱、断層上の水田の隆起、墓石や石祠の転倒・倒壊などの被害で済んだ。

注

- (1) 佐藤（2017、2018、2019a、2019b）を参照。
- (2) 戦前は 1 行政区であったが、戦後、世帯数の増加から 2 行政区となった。S 家 5 代目は戦前・戦中を通じて区長を務めている（佐藤、2019a）。
- (3) M 村には陸前地方に広く見られる年序集団は存しない。年序集団については竹内（1991）を参照。
- (4) 市からの管理委託の形式になっているが、水利権と隧道の財産台帳の確定から旧慣を踏襲して新たに市と協定を締結した。

(5) S 家の 2016 年度の水利費を例にすると、組合費が 4,500 円、面積割は作付面積 2 反 7 畝歩なので 1,890 円、計 6,390 円となる。これから普請への出役人夫賃金 4,500 円（1 人/1 日）が差し引かれ、1,890 円を水利組合に納めている。

(6) 低収穫量の原因として、水はけの悪い湿田がかなり存在すること、除草が行き届かず大豆の成長が阻害されていることがある。畑作には不向きな田地である上、高齢農家が多いため、管理の行き届かない圃場が増えた。

(7) 生活組織については佐藤（2018）を参照。1950 年代における共有地や祭事については、佐藤（2019b）に若干であるが記述してある。

文献

- ・佐藤利明：2017、「むらの歴史—山間地農村 M 村の事例—」（『石巻専修大学研究紀要』第 28 号）
- ・佐藤利明：2018、「むらの生活組織—山間地農村 M 村の事例—」（『石巻専修大学研究紀要』第 29 号）
- ・佐藤利明：2019a、「いえの継承と家族動態—山間地農村 M 村の事例—」（『石巻専修大学研究紀要』第 30 号）
- ・佐藤利明：2019b、「昭和三年『農事日誌』にみる農家の生産と生活」（東北民俗の会、『東北民俗』第 53 輯）
- ・竹内利美：1991、『竹内利美著作集 3 ムラと年齢集団』名著出版